

各 局 長 殿

財 政 局 長

平成 2 8 年度予算の執行方針について（依命通達）

平成 2 8 年度予算については、次により執行することとしますので、高松市予算規則第 1 1 条の規定に基づき、命により通知します。

2 8 年度予算においては、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の充実や、産業やものづくり、観光、文化芸術、スポーツの振興に加え、拠点性を発揮できる都市機能の充実など、本市のまちづくりを、着実に推進するための施策・事業に、財源を重点配分するとともに、第 6 次高松市総合計画をスタートさせる年度でもあることから、第 1 期まちづくり戦略計画の重点取組事業 1 2 5 事業に、約 3 2 6 億円を措置することとしている。

このため、一般会計の予算規模は、2 7 年度当初予算額を 5 1 億円、率にして 3 . 2 パーセント上回る、1 , 6 5 3 億円となったものである。

しかしながら、市税収入は、個人市民税が持ち直しの兆しを見せているものの、法人市民税の税制改正に伴う減少などもあり、市税全体では、減収が見込まれているところであり、また、国の 2 8 年度の地方財政計画による地方交付税総額及び臨時財政対策債が、2 7 年度に比べ減少となることから、本市の地方交付税は、約 1 3 億円、臨時財政対策債は、約 8 億円の減少を見込んでいる。

また、大型建設事業に伴う市債借入額の増加により、プライマリーバランスが 3 年連続で赤字となるなど、財政調整基金 3 8 億円取り崩さなければ、収支の均衡が図られないという、極めて厳しい予算編成とならざるを得なかったものである。

今後においても、危機管理センター（仮称）等や新病院などの大型建設事業の進捗に伴う経費のほか、待機児童解消対策など少子・高齢化に対処するための施策の実施などにより、多額の財政需要の増大が避けられない見通しである。

このようなことから、今後の財政運営に当たっては、国の地方財政対策等の動

向や税収等の状況を十分に見極めることはもとより、今般の歳入の減少の状況を踏まえ、施策・事業の厳しい取捨選択、平準化などを含めた、行政運営の更なる効率化に努めるとともに、次の事項に十分留意し、予算を執行されたい。

1 予算執行に係る基本的事項

(1) 施策等目標の実現

厳しい財政状況の中、市民に市政に関する理解と協力を得るため、20年度予算から編成過程を公開するなど、財政運営の情報開示を行っている。予算化された施策・事業については、これら施策等の目標を実現するため、目的意識を持って、適切に執行すること。

施策・事業の創設・見直し、施設の新築・増改築、道路等の新設などに当たっては、人口減少・少子高齢化や将来世代の負担などを見据えた多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の視点を取り入れること。その上で、適正な事業量や整備規模、効果等を、統計的・数量的なデータを用いて試算し、その必要性や費用対効果、事業費の算出根拠を客観的に説明できるようにして、政策会議に諮ること。

特に、大規模施設整備事業については、基本構想、基本計画の段階で、政策会議に諮ること。なお、これらの意思決定は、原則として、予算要求時までに得ること。

また、国の地方創生に関する施策・事業については、国等の動向に留意し、たかまつ創生総合戦略との整合性を図り、補正などで対応する必要がある場合は、適切に対応すること。

なお、予算計上事業であっても、予算額を安易に執行予定額とせず、見積徴取段階で、再度、仕様・内容等精査し、執行予定額の設定を行うとともに、執行に際して再度精査する必要があるとして、特に指示した事業については、改めて、財政課と協議の上、政策会議に諮ること。

(2) 経済対策の速やかな実行

市民生活及び中小企業に対する支援策や、国の「1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等」(平成27年12月閣議決定)に沿った、27年度3月補正予算に基づく、地方創生加速化交付金を活用した事業については、その効果が最大限に発揮できるよう、取り組むこと。

(3) 行財政改革の推進

28年度からスタートする、「第7次高松市行財政改革計画(案)」に基づ

き、事務事業について、その効率性や実効性、実施主体の在り方など、事業の必要性や見直しを検証するとともに、具体的実施項目の着実な実施により、目標効果額の達成に努めること。

(4) 経費節減等の推進

現下の厳しい財政状況を職員一人一人が十分認識し、本市財政運営の基本となる「財政運営指針」を踏まえ、適切な予算執行に当たるとともに、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、漫然と予算を執行するのではなく、受益者負担の見直しを図るなど、新たな歳入の確保に全力を傾注すること。

また、24年9月策定の「ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき、市有施設の効率的な活用や維持管理のほか、予防保全の観点から、計画的な改修・修繕等に努めるとともに、施設の維持管理経費などについては、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行段階で見直しを行った上で、執行すること。さらに、「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」(平成27年10月)等を踏まえ、市有施設の更新(建替え)については、将来的な管理経費の負担や、施設機能の変動予測等を考慮した上で、機能・規模を見直すとともに、除却については、除却後の跡地の利活用方法や将来的な管理経費の負担などを検討した上で、除却の時期や除却経費の積算を適正に行うこと。なお、市有施設の新規整備、更新等を実施しようとする場合は、必ず財産経営課に報告・協議をすること。

(5) 別に定める「平成28年度予算執行における指示事項」に特に留意し、その成果が上がるよう、局を挙げて取り組むとともに、適宜、財政課と十分協議すること。

なお、当該指示事項については、29年度予算要求時まで、その対応状況の経過報告を求めることとする。

(6) 27年10月5日付け依命通達「平成28年度予算編成方針について」の各事項についても留意すること。

(7) 28年度当初予算は、年間所要額を一括計上した通年予算であるので、制度改正、災害等による真にやむを得ないもの、当初予算編成の中で協議したもの以外は、予算補正を認めない方針であるから、年度当初において慎重に予算執行計画を作成し、計画的かつ効率的に執行すること。

(8) 施策・事業に関する国・県の動向には細心の注意を払い、随時、情報が得られるよう関係機関と連絡を密にすること。特に、県に対しては、本市と連

携を取る必要がある施策・事業についての情報交換を積極的に図ること。

- (9) 公共事業等の実施に当たっては、「高松市公共工事コスト適正化指針」（平成21年4月）等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト縮減を図るとともに、労務単価や資材価格の状況について、国等の動向を注視し、早期発注により所要経費の抑制に努めること。

- (10) 繰越事業については、早期完了を目指すこと。

なお、近年、繰越事業が常態化する傾向にあるほか、その件数、事業費ともに増加する傾向が見受けられることから、安易に繰越事業とすることのないよう計画的な執行に努めること。

- (11) 補助事業については、可能な限り、補助基準の範囲内で事業を実施し、超過負担が生じないようにすること。

- (12) 今後の財政負担を伴うことが予想される事案及び予算の積算の基礎となっていなかった経費の執行については、より厳正に適用していくことから、該当する場合は、事前に財政課と協議するとともに、財政審査を必ず受けること。

特に、政策会議に諮る案件のうち、財政負担を伴うものについては、必ず、事前に財政課と協議すること。

- (13) 施策・事業の実施に当たっては、情報公開制度との関わりから、市民の市政に対する理解と信頼を得るため、説明責任を果たせるよう、議決機関、監査委員の指摘事項や意見、包括外部監査結果の趣旨を踏まえ、厳正かつ適正な予算執行を行うこと。

また、これまでに実施した事業仕分け及び公開事業評価の対象事業や、包括外部監査結果報告の指摘・意見があった事業については、引き続き、その結果、指摘などを踏まえた取組を進め、市民に対する説明責任を果たすとともに、これ以外の事務事業についても、当該取組の趣旨を踏まえ、見直しを行うこと。

- (14) 各局の事務事業については、ホームページなどの媒体を通じて、市民に適時・適切かつ効果的に情報をわかりやすく提供すること。

- (15) 執行伺や支出負担行為伺については、当該処理が契約期間や事業期間等の始期以後にずれ込むことのないよう、迅速な処理を行うこと。

2 歳入に関する事項

- (1) 国・県支出金については、事業の進捗に応じて概算交付を受けるなど、適

切かつ早期の収入確保に努めるとともに、他の公共団体からの収入金についても、歳出予算の執行を考慮し、早期収入に努めること。

なお、国・県に対する補助金交付申請及び起債の申請について、予算に未計上又は予算を超えての国・県等への事業要望、県等からの事業要請などについては、事前に財政課と協議すること。また、国・県の補助が措置されなくなった場合は、すみやかに財政課と協議すること。

- (2) 自主財源である市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等については、調定額、収入額等を常に的確に把握し、滞納が生じないように留意すること。

なお、各種収入金等について滞納が発生した場合は、債権管理条例（平成24年条例第83号）に基づき、徴収計画を策定するとともに、「債権の適正管理方針」（平成25年1月）を踏まえた、実効性のある債権回収に取り組むこと。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、雑入については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、物価や所要経費の動向、類似都市との比較、更には市民生活に与える影響等を総合的に考慮して、適正な額を常に把握するとともに、積極的に見直しを行うなど、適切に対応すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、事務の執行や事務量の削減などにより時間外勤務手当等の実質的な縮減に努めるほか、非常勤嘱託職員等の雇用は、予算計上済といえども、その都度、事務内容を具体的に検討し、局内相互応援制度の活用などにより必要最小限の雇用にとどめること。
- (2) 契約事務の執行に当たっては、27年3月3日付け「契約事務等の取扱いについて（通知）」によること。
- (3) 補助金等については、予算計上済といえども、さらに補助の目的、内容等を精査の上、繰越金があるものは、廃止・休止・縮減を行うとともに、本市の負担割合について再考するなど、より適切な執行に努めること。

なお、補助金等の執行伺における財政審査においては、補助金等交付申請書に添付している収支予算書記載内容を精査することとしているので、事前に、申請者に対し、より明確な区分と積算等内訳の記載について指導すること。

また、負担金についても、漫然と過去の例に倣うことなく、負担の必要性等を改めて検討し、その軽減に努めること。

補助金・交付金については、全件の所管課名、名称、金額（前年度を含む）、交付先を、4月1日付けで本市ホームページに公開することを踏まえ、「高松市補助金等の見直し方針」（平成22年10月）に沿って、なお一層の見直しを進めること。

なお、補助金は精算交付とするが、概算交付を必要とする場合は、内容を十分検討の上、原則として、補助金額が100万円までは1回、200万円までは2回、300万円までは3回、300万円を超える場合は4回以上にそれぞれ分割交付すること。

- (4) 補助金等の不適切な執行を未然に防止するため、各所属において、申請者に対し、補助金等交付規則に基づく各種報告書の提出を求めるとともに、補助事業等の執行状況についての現地検査を定期的実施するなど、交付事務の適正化を図ること。また、執行後も指導、監督を強化し、事業効果を必ず確認すること。

特に、市の外郭団体その他の関連団体に対する補助金等については、外部監査の指摘事項や意見を踏まえ、適切な執行を行うこと。

- (5) 投資的経費及び施設修繕料については、事業実施に伴い生じる請負残金等を追加工事、他の事業等に執行することは、原則として認めないものであること。

また、投資的経費のうち、補助事業を市単独事業へ振り替えての執行は、原則として認めないので留意すること。

なお、前金払及び部分払については、関係局と十分協議の上、慎重に取り扱うこと。

4 その他に関する事項

- (1) 予算の流用については、極力これを避けること。流用しなければならない場合には、流用先、流用元ともに、その理由を明記の上、当該科目の年度間決算見込み及び執行予定明細書を添付すること。

また、光熱水費の不用額を他の需用費で執行することは、厳に慎むこと。やむを得ず、執行する場合は、事前に財政課と協議すること。

- (2) 予算執行は、配当予算内でなければできないので留意すること。
(3) この執行方針は、外郭団体及び繰越明許費についても適用する。

また、繰り越した事業の執行については、28年度予算と区分して整理すること。また、当該経費は、予算補正及び予備費の充当はできないので、留意すること。

(4) 翌年度の国庫補助事業要望等については、事業内容など事前に財政課と十分協議すること。

(5) 過失による不適切な事務処理等を未然に防止するため、26年3月に策定した「財務事務マニュアル」に基づき、財政・会計・契約・財産・債権管理事務について、適切に処理すること。